

大網白里市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る不利益処分の基準

(目的)

第1条 この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して行う不利益処分の基準を定め、不利益処分の公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 収集運搬業者 法第7条第1項の規定により市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者をいう。

(2) 不利益処分 次のいずれかをいう。

ア 法第7条の3の規定による事業の全部又は一部の停止の命令

イ 法第7条の4の規定による許可の取消し

(不利益処分の基準)

第3条 収集運搬業者の法又は法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）に対する不利益処分の基準は、別表1のとおりとする。

2 事業の停止命令を行うときは、原則としてその事業の全部を停止させるものとする。

(不利益処分の軽減)

第4条 市長は、前条の規定により不利益処分を行う場合において、収集運搬業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表2に定める基準により不利益処分の内容を軽減することができる。ただし、当該収集運搬業者が、事業の停止命令を受けてから5年を経過していないとき又は2年以内に行政指導を3回以上受けているときは、本条の規定は適用しない。

(1) 違反行為に至る経緯又は動機に特に情状を酌量する余地が認められるとき。

(2) 違反行為の後に適切な是正措置を講じ、生活環境の保全に努めたと認め

られるとき。

- (3) その他不利益処分の内容を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(不利益処分の加重)

第5条 市長は、第3条の規定により不利益処分を行う場合において、収集運搬業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の停止命令の期間について、別表1に定める不利益処分の内容が、停止60日にあつては停止90日に、停止30日にあつては停止60日に、停止10日にあつては停止30日に加重することができる。

- (1) 違反行為が結果として不法投棄を惹起させるなど、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められるとき。
- (2) 違反行為の是正の指導を受けているにもかかわらず、これに従わず、違反行為を繰り返しているとき。
- (3) 事業の停止命令を受けてから5年を経過していないとき。
- (4) その他不利益処分の内容を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 市長は、収集運搬業者の行為が別表1に掲げる違反行為（停止の日数が30日以上の場合に限る。）に該当する場合であつて、前項各号のいずれかに該当し、かつ、情状が特に重いと認められるときは、第3条の規定にかかわらず、事業の許可の取消しを行うことができる。

(複数違反の場合の取扱い)

第6条 収集運搬業者の行為が、別表1に掲げる違反行為の2以上に該当するときは、当該違反行為に対する不利益処分のうち最も重いものを適用する。ただし、不利益処分の内容がいずれも停止であつて、特に必要と認められるときは、不利益処分の内容を加重することができる。

(不利益処分の公表)

第7条 市長は、不利益処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名（法人の場合にあつては、名称）、処分年月日、当該処分内容及び当該処分を受ける原因となった事実その他の必要な事項について公表するものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。